

船舶事故等調査報告書

平成27年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014横第150号
事故等種類	運航不能（電源喪失）
発生日時	平成26年10月11日（土） 08時00分ごろ
発生場所	愛知県常滑市中部国際空港南東方沖 常滑市所在の苅屋港南防波堤灯台から真方位253°3,100m 付近 （概位 北緯34°50.8′ 東経136°49.4′）
事故等調査の経過	平成26年10月17日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ <small>ことぶき</small> 寿、5トン未満（長さ2.79m）
船舶番号、船舶所有者等	240-45757愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り、中部国際空港南東方沖において、平成26年10月11日08時00分ごろ転覆し、船体を引き起こした後、機関が始動できず、運航不能となった。 本船は、来援した海上保安庁の救助艇にえい航されて常滑市常滑漁港に入港し、機関室を点検した結果、機関及びバッテリーが流入した海水に漬かり、バッテリーが放電していることが判明した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
分析	
乗組員等の関与	不明
船体・機関等の関与	不明
気象・海象等の関与	不明
判明した事項の解析	本船は、中部国際空港南東方沖において、転覆した際、バッテリーが海水に漬かって放電したことから、機関が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられるが、船長から情報が得られなかったため、機関室に海水が流入するに至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、中部国際空港南東方沖において、転覆した際、バッテリーが海水に漬かって放電したため、機関の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・水上オートバイが転覆した場合は、機関室に水が入らないよう、船体に表示された方法で、できるだけ速やかに船体を引き起こすこと。